

# 市場関連リスク管理態勢(日米英対応)

| 金融検査マニュアル                             |                              | CAMELS(米国)   | ARROW(英国)                                 |
|---------------------------------------|------------------------------|--|---|
| 項目                                    | リスク管理態勢のチェック項目               |  |   |
| I. リスク管理に対する認識等<br>1.取締役の認識及び取締役会等の役割 | (1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化 | (S) 経営陣に金融機関の規模、複雑性、リスク特性を踏まえて、市場リスクのエクスポージャーを特定、測定、監視、統制する能力があるか<br>(M) 取締役会や経営陣における業務全般についての監督及び支援の水準と質<br>(M) 経営状況の変化や新規業務、新商品の導入により生じる諸リスクへの対応及び企画立案に係る取締役会や経営陣の能力 | 5: 市場リスク<br>27: リスク管理                     |
|                                       | (2) リスク管理のための組織の整備           |  | 5: 市場リスク<br>28: 方針、手順、制御                  |
|                                       | (3) ポジション枠等の設定の際の基本的な考え方 の確立 |  | 5: 市場リスク<br>36: 業務の継続性                    |
|                                       | (4) ポジション枠等の適切な設定            |  |   |
| 2.管理者の認識及び役割                          | (1) リスク管理のための規定の整備           | (S) 市場リスクの特定、測定、監視、統制についての経営能力   | 5: 市場リスク<br>28: 方針、手順、制御                  |
|                                       | (2) ポジション枠等の適切な管理            |  | 5: 市場リスク<br>41: 経営責任の割当及び明確化              |
|                                       | (3) 事故防止のための人事管理             |  | 5: 市場リスク<br>27: リスク管理<br>28: 方針、手順、制御     |
| II. 適切なリスク管理態勢の確立<br>1.リスクの認識と評価      | 統合的なリスク管理体制の確立               |  | 5: 市場リスク<br>27: リスク管理                     |
| 2.管理業務<br>(1)市場リスクの管理①顧客リスクの管理体制      | (1) 顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備   |  | 5: 市場リスク<br>19: 顧客/利用者/会員の資産の安全性          |
|                                       | (2) デリバティブ商品の開発              |  | 5: 市場リスク<br>7: 訴訟/法的リスク<br>13: 商品/サービスの類型 |
|                                       | (3) 顧客への販売                   |  | 5: 市場リスク<br>21: 顧客/利用者/会員の資産の安全性          |
|                                       | (4) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認  |  |   |
|                                       | (5) 取引内容の顧客への報告              |  | 5: 市場リスク<br>19: 顧客/利用者/会員の承認、広告、報告        |

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

# 市場関連リスク管理態勢(日米英対応)

| 金融検査マニュアル                 |                               | CAMELS(米国)   | ARROW(英国)                                     |
|---------------------------|-------------------------------|--|---|
| 項目                        | リスク管理態勢のチェック項目                |  |   |
| ②業績の管理                    | 損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック        | (M)効率的なオペレーション、信頼できる財政や規制上の報告、資産の保護、法令等遵守を守るための監査と内部管理及び法令遵守を図るための監査及び内部統制の妥当性 | 5 市場リスク<br>27 リスク管理<br>31 財務報告、定期レポート、会計方針    |
| ③時価評価                     | (1) 規定の整備                     |  | 5 市場リスク<br>28 方針、手順、制御<br>31 財務報告、定期レポート、会計方針 |
|                           | (2) 特定取引及び非特定取引実施部署と時価算定部署の分離 |  |   |
|                           | (3) 時価算定の客観性の確保               |  |   |
| ④時価・リスク量の把握               | (1) 正確な時価の把握                  | (S)市場リスクの特定、測定、監視、統制についての経営能力  | 5 市場リスク<br>27 リスク管理                           |
|                           | (2) リスク要素の把握・計測               |  |   |
|                           | (3) 統一的な指標によるリスク量の計測          |  |   |
|                           | (4) モデルの妥当性の検証体制及びモデルの管理体制の確立 |  |   |
|                           | (5) リスク計測機能の有効性の検証            |  |   |
|                           | (6) ストレス・テストの適切な実施            |  |   |
|                           | (7) ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測の頻度  |  |   |
| ⑤ポジション枠、リスク・リミット及び損失限度の管理 | (1) ポジション枠等の管理規定の明確化          | (S)市場リスクの特定、測定、監視、統制についての経営能力  | 5 市場リスク<br>28 方針、手順、制御                        |
|                           | (2) ポジション等の権限の委譲              |  |   |
|                           | (3) ポジション枠等の管理規程の遵守           |  | 5 市場リスク<br>27 リスク管理                           |
|                           | (4) ポジション等の管理の実行              |  |   |

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

## 市場関連リスク管理態勢(日米英対応)

| 金融検査マニュアル        |  | CAMELS(米国)  | ARROW(英国)              |
|------------------|--|---|------------------------|
| 項目               | リスク管理態勢のチェック項目                           |   |                        |
| ⑥市場流動性リスク        | (1) 市場流動性の適切な管理                          | (S) 経営陣に金融機関の規模、複雑性、リスク特性を踏まえて、市場リスクのエクスポージャーを特定、測定、監視、統制する能力があるか<br>(M) 取締役会や経営陣における業務全般についての監督及び支援の水準と質<br>(M) 組織の規模、複雑性、リスク特性に見合った経営情報やリスクモニタリングの正確性、適時性、実行性             | 5 市場リスク<br>27 リスク管理    |
|                  | (2) ポジション枠の設定及び見直しの実施                    |   |                        |
|                  | (3) 市場流動性リスクを勘案した運用                      |   |                        |
|                  | (4) モニタリングの実施                            |   |                        |
|                  | (5) 報告の実施                                | (S) 経営陣に金融機関の規模、複雑性、リスク特性を踏まえて、市場リスクのエクスポージャーを特定、測定、監視、統制する能力があるか<br>(M) 経営状況の変化や新規業務、新商品の導入により生じる諸リスクへの対応及び企画立案に係る取締役会や経営陣の能力<br>(M) 重要な活動のオペレーションやリスクに関する内部方針や統制の整合性及び妥当性 |                        |
| ⑦事務管理            | (1) 規定に従った事務処理                           | (S) 市場リスクの特定、測定、監視、統制についての経営能力  | 5 市場リスク<br>28 方針、手順、制御 |
|                  | (2) データの突合                               |   |                        |
| ⑧市場取引に係る信用リスクの管理 | (1) 市場取引に係る信用リスク量の計測                     |   | 5 市場リスク<br>27 リスク管理    |
|                  | (2) ポジション、時価評価、信用リスク量のオン・オフ一体管理          |   | 5 市場リスク<br>27 リスク管理    |
|                  | (3) 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立               |   | 5 市場リスク<br>27 リスク管理    |
|                  | (4) クレジット・リミットに係る規定の整備及びクレジット・リミットの適切な管理 |   | 5 市場リスク<br>27 リスク管理    |

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

# 市場関連リスク管理態勢(日米英対応)

| 金融検査マニュアル                                     |  | CAMELS(米国)   | ARROW(英国)                           |
|---|--|--|-------------------------------------|
| 項目  | リスク管理態勢のチェック項目                           |  |                                     |
|   | (5) リスク軽減措置の活用                           |  |                                     |
|   | 内部モデルの確認検査用チェックリストを参照                    |  |                                     |
| (2)ALM管理①<br>ALM組織の体制                         | (1) ALM委員会等の設置                           | (S)市場リスクの特定、測定、監視、統制<br>についての経営能力  | 5 市場リスク<br>27 リスク管理                 |
|   | (2) ALM委員会等と関連部門との連携                     |  |                                     |
|   | (3) ALM委員会等への取締役の参加                      |  |                                     |
|   | (4) ALMシステムの整備                           |  |                                     |
| ②金利リスク<br>の把握                                 | (1) 複数の手法を利用した多面的なリスク管理                  | (S)市場リスクの特定、測定、監視、統制<br>についての経営能力  | 5 市場リスク<br>27 リスク管理                 |
|   | (2) 金利リスクの分析及びその分析結果の活用                  |  |                                     |
| ③為替リスク<br>の把握                                 | (1) 為替リスクの適切な把握                          | (S)(必要に応じて)トレーディング及び海外のオペレーションから生じる市場リスクのエクスポージャーの特性及び複雑さ  | 5 市場リスク<br>27 リスク管理                 |
|   | (2) 為替リスクの分析及びその分析結果の活用                  |  |                                     |
| ④ALMの運用                                       | (1) ポジション枠等の適切な設定及び見直し                   | (S)経営陣に金融機関の規模、複雑性、リスク特性を踏まえて、市場リスクのエクスポージャーを特定、測定、監視、統制する能力があるか<br>(M)取締役会や経営陣における業務全般についての監督及び支援の水準と質<br>(M)組織の規模、複雑性、リスク特性に見合った経営情報やリスクモニタリングの正確性、適時性、実行性 | 5 市場リスク<br>28 方針、手順、制御<br>36 業務の継続性 |
|   | (2) 適切なリスク・コントロールの実行                     |  |                                     |
|   | (3) ALM委員会等での検討結果の経営戦略への活用               |  |                                     |
| (3)特定取引関連<br>(特定取引(トレーディング)勘定 設置<br>金融機関のみ検証) | (1) 規定の整備                                | (S)(必要に応じて)トレーディング及び海外のオペレーションから生じる市場リスクのエクスポージャーの特性及び複雑さ  | 5 市場リスク<br>28 方針、手順、制御              |
|   | (2) 組織及び人員の分離                            |  |                                     |
|   | (3) 帳簿の管理                                |  |                                     |
|   | (4) 特定取引勘定に係る取引を行う組織における 非特定取引勘定に係る取引の禁止 |  |                                     |

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

## 市場関連リスク管理態勢(日米英対応)

| 金融検査マニュアル |                             | CAMELS(米国)                        | ARROW(英国)            |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|----------------------|
| 項目        | リスク管理態勢のチェック項目              |                                   |                      |
|           | (5) 恣意的な勘定選択の禁止             |                                   | 5 市場リスク<br>27 リスク管理  |
|           | (6) 内部取引の適正性                |                                   |                      |
|           | (7) 時価算定の客観性の確保             |                                   |                      |
|           | (8) 情報の開示                   |                                   |                      |
| 3.職責の分離   | 相互牽制体制の構築                   | (S)市場リスクの特定、測定、監視、統制<br>についての経営能力 | 5 市場リスク<br>27 リスク管理  |
| 4.情報伝達    | (1) リスク管理部門の情報へのアクセス        | (S)市場リスクの特定、測定、監視、統制<br>についての経営能力 | 5 市場リスク<br>29 経営情報   |
|           | (2) デーリング・サポート・システム等の整備     |                                   | 5 市場リスク<br>30 ITシステム |
|           | (3) 事務処理等に対応したコンピュータシステムの整備 |                                   |                      |
|           | (4) バックアップ体制の整備             |                                   |                      |
|           | (5) システムの安全性確保              |                                   | 5 市場リスク<br>29 経営情報   |
|           | (6) 情報のリスク管理部門への伝達          |                                   |                      |
|           | 前回当局検査指摘事項の改善状況等            |                                   | 44   監督当局との関係        |

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目